

(別紙)

定期監査の結果に関する措置状況

※指摘事項の () 内が報告書の該当ページとなります。併せてご確認ください。

指 摘 事 項	指 摘 内 容	指 摘 事 項 対 する 措 置 状 況	所 属
支払時期 (2 ページ)	事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあった。	検査完了後、速やかに請求書を提出するように事業者へ促すことを、課内で再度徹底してまいります。	児童青少年課
	事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあった。 また、令和3年度及び令和4年度定期監査結果においても支払時期に関する指摘を行っているが、その後も契約における支払が適正な時期に行われておらず、改善がされていない。	令和4年度に2か月を超える支払遅延が発生した時点において、内部統制リスク評価シートにて自己評価を行い、進行管理を行うための実施状況一覧の様式を見直すとともに、支払事務の関与者を増やすことで進行管理体制の強化を図ってまいりました。さらに、支払遅延が発生したことについて教育センター内で共有し、係間及び職員間の連携漏れによる支払遅延が発生しないよう、再発防止に向けて組織的に取り組んでおります。あわせて、事業者から請求書等の提出が遅れないよう、事業者と丁寧に関わり、必要に応じて連絡を密に取り合う等して、迅速に支払いが完了するよう努めてまいります。	教育センター